

八街市庁内協働推進担当者設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、八街市協働のまちづくり推進本部設置に関する規則(平成29年規則第33号)第5条に規定する庁内協働推進担当者(以下「推進担当者」という。)に関し必要な事項を定める。

(選任)

第2条 別表に定める各課等の長は、第4条に規定する所掌事務を勘案したうえで、所属職員の中から推進担当者を選任する。

(任期)

第3条 推進担当者の任期は、次年度の推進担当者が選任されるまでとする。

2 推進担当者が異動したとき、又は事故等によりその職務を行えないときは、各課等の長は、後任の推進担当者を速やかに選任しなければならない。

(所掌事務)

第4条 推進担当者は、所属する課等(以下「所属課」という。)の職員の意見を取りまとめながら、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 協働のまちづくり(以下「協働」という。)を推進するための各種事業に係る情報の共有及び庁内連携並びに協力体制の確保に関すること。
- (2) 研修会等への参加及び所属課内における協働に係る情報の周知並びに啓発に関すること。
- (3) 所属課における協働施策に係る取組みの推進に関すること。
- (4) 協働の推進に係る調査研究に関すること。
- (5) その他協働の推進に必要な取組みに関すること。

(庁内協働推進担当者連絡会)

第5条 前条に掲げる所掌事務を行うにあたり、庁内協働推進担当者連絡会(以下「連絡会」という。)を開催する。

2 連絡会は、必要に応じて市民部市民協働推進課長が招集し、その議長となる。

3 推進担当者が、都合により連絡会等に出席できない場合は、所属長が指名する代理者を出席させることができる。

(ワーキンググループ等の設置)

第6条 市民部市民協働推進課長は、推進担当者が第4条の所掌事務を有効かつ効果的に行うため、必要に応じて専門部会及びワーキンググループを設置することができる。

(庶務)

第7条 推進担当者に関する事務の庶務は、市民部市民協働推進課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進担当者に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(平成29年12月25日告示第237号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第2条)

庁内協働推進担当者

総務部秘書広報課
総務部総務課
総務部企画政策課
総務部課税課
総務部納税課
総務部財政課
総務部システム管理課
総務部防災課
市民部市民課
市民部国保年金課
市民部社会福祉課
市民部障がい福祉課
市民部高齢者福祉課
市民部子育て支援課
市民部健康増進課
市民部市民協働推進課
経済環境部農政課
経済環境部商工観光課
経済環境部環境課
経済環境部クリーン推進課
建設部道路河川課
建設部都市計画課
建設部都市整備課
建設部下水道課
会計課
水道課
議会事務局
教育委員会教育総務課
教育委員会学校教育課
教育委員会社会教育課

教育委員会スポーツ振興課
八街市中央公民館
八街市立図書館
八街市学校給食センター
八街市スポーツプラザ
八街市郷土資料館
農業委員会事務局
選挙管理委員会事務局
監査委員事務局